市第 100 号議案

横浜市におけるカジノを含む統合型リゾート施設(IR

)誘致についての住民投票に関する条例の制定

令和2年12月23日に請求を受理した請求代表者28名の直接請求に係る横浜市におけるカジノを含む統合型リゾート施設(IR)誘致についての住民投票に関する条例の制定について意見(別紙)をつけて付議する。

令和3年1月6日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例 (番号)

横浜市におけるカジノを含む統合型リゾート施設(IR

) 誘致についての住民投票に関する条例 (目的)

第1条 この条例は、横浜市が特定複合観光施設区域整備法(平成30年法律第80号)により誘致しようとしているカジノを含む統合型リゾート(IR)(同法第2条第1項の特定複合観光施設をいう。)の誘致(以下「本件誘致」という。)について、市民の賛否を明らかにし、その意思を反映させることを目的とする。

(住民投票)

第2条 前条の目的を達成するため、本件誘致に対する賛否について住民による投票(以下「住民投票」という。)を行う。

(住民投票事務の執行)

- 第3条 住民投票に関する事務は、市長が執行する。
- 2 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規 定に基づき、協議により、その権限に属する住民投票の管理及び

執行に関する事務を横浜市選挙管理委員会に行わせることができる。

(住民投票の実施等)

- 第4条 住民投票は、この条例の公布の日から起算して60日以内に 実施しなければならない。
- 2 住民投票の期日(以下「投票日」という。)は、市長が定める 日曜日とし、投票日の14日前までに告示しなければならない。 (投票資格者等)
- 第5条 住民投票において投票を行う資格を有する者(以下「投票 資格者」という。)は、前条第2項の規定による告示の日の前日 において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第9条により、 横浜市の議会の議員及び市長の選挙権を有する者(同法その他の 法令により選挙権を有しない者を除く。)とする。
- 2 市長は、投票資格者名簿を作成しなければならない。 (投票の方法)
- 第6条 投票は、1人1票に限る。
- 2 投票資格者は、投票日に自ら投票所に行き、投票資格者名簿又 はその抄本との対照を経て、投票しなければならない。
- 3 投票資格者は、本件誘致に賛成するときは投票用紙の賛成欄に ○の記号を、これに反対するときは反対欄に○の記号を自ら記載 しなければならない。この場合において、投票資格者は、投票用 紙を自ら投票箱に入れなければならない。
- 4 投票用紙には、投票資格者の氏名を記載してはならない。 (投票の秘密保持)
- 第7条 投票資格者は、その投票した内容を陳述する義務はない。

(投票の効力)

第8条 投票の効力の決定に当たっては、次条の規定に違反しない 限りにおいて、投票した投票資格者の意思が明確であれば、その 投票を有効とする。

(無効投票)

- 第9条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。
 - (1) 所定の投票用紙を用いないもの
 - (2) ○の記号を賛成の記載欄及び反対の記載欄のいずれにも記載 したもの
 - ③ ○の記号以外の事項を記載したもの
 - (4) ○の記号を賛成の記載欄又は反対の記載欄のいずれに対して 記載したかを確認し難いもの

(投票及び開票)

第10条 投票所、投票時間、投票立会人、代理投票、点字投票、不在者投票、期日前投票その他住民投票及び開票に関しては、公職選挙法、公職選挙法施行令及び公職選挙法施行規則に定める市長選挙の例により、規則で定める。

(投票結果の告示)

第11条 市長は、住民投票の結果が判明したときは、速やかにこれ を告示するとともに市議会議長に通知しなければならない。

(投票結果の尊重)

第12条 市長及び市議会は、本件誘致にあたって、賛成の投票の数 又は反対の投票の数のいずれか過半数の意思を尊重しなければな らない。

(情報の提供)

- 第13条 市長は、住民が賛否を判断するために必要な広報活動を行 うとともに、情報の提供に努めなければならない。
- 2 前項の広報活動及び情報提供は、客観的中立的に行うものとする。

(投票運動)

第14条 住民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収 、脅迫等により市民の自由な意思が制約され、又は不当に干渉さ れるものであってはならない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地方自治法第74条第1項の規定により条例制定の直接請求があったので、同条第3項の規定により提案する。

(別紙)

横浜市におけるカジノを含む統合型リゾート施設(IR) 誘致についての住民投票に関する条例制定についての 意見

このたび、地方自治法に基づく、条例制定の直接請求がなされた ことは、IRに関する市民の皆様の関心の表れとして受け止めてい る。

条例の内容は、住民投票の実施に関するものだが、これについては内閣府に設置された「地方制度調査会」においてたびたび議論がなされている。平成12年の答申では、「地方自治制度の根幹は代表民主制だが、住民のニーズを適切に反映させるためには、代表民主制を補完する意味で、直接民主制的な手法も必要」との評価は示されたものの、「その制度化に当たっては、長や議会の権限との関係等、種々の検討すべき論点があり、一般的な住民投票の制度化については成案に至っていない。」との結論となっている。一般的な制度化は現在でもなされていないことからも、住民投票の位置付けの難しさがうかがえる。

令和2年11月1日に、いわゆる「大阪都構想」の是非を問う住民 投票が実施されたが、これは大都市地域における特別区の設置に関 する法律に基づくもので、その結果は法的な拘束力を有するものと されている。このような住民投票を定める個別の法律では、住民投 票に内在する課題を踏まえ、投票の対象となる事象、実施する時期 、実施までの手続等を詳細に定めている。

一方、条例に基づく住民投票の場合は、法律が定めた長や議会の 権限を拘束することができないため、条例の規定は「長及び議会は 住民投票の結果を尊重する」となるのが一般的であり、本案もそのようになっている。投票の結果は、長及び議会が判断する際の考慮要素の一つだとはいえるが、その実施のためのコスト等のことも十分考えなければならない。

また、特定複合観光施設区域整備法は、IR区域の整備に当たって、地域における十分な合意形成を求めており、協議会における協議、県及び県公安委員会の同意、公聴会等の開催が義務付けられているほか、区域整備計画の認定を申請する際には、議会の議決を経なければならないとされている。このように、民意を反映させる制度が法定されている中で、加えて住民投票を実施することには、意義を見出しがたい。

さらに、IRについては、これまで様々な観点から議会において 議論が積み重ねられている。つまり、代表民主制が健全に機能して いるといえる本市において、地方制度調査会が「代表民主制を補完 する点で有意義」と指摘する住民投票を実施することは、これまで の議論の棚上げを意味する。

IRの全体像は、事業者とともに作成する区域整備計画において 具体化していくので、市民の皆様に丁寧に説明を行うとともに、議 会における議論を基本として法定の手続を着実に進めていくことが 重要と考えている。

参考

1 条例制定請求代表者の住所及び氏名

住 所	氏 名
横浜市栄区	藤田みちる
横浜市中区	岡田尚
横浜市港北区	眞 山 勇 一
横浜市都筑区	大 川 隆 司
横浜市緑区	政 村 修
横浜市青葉区	江 田 憲 司
横浜市港北区	大 山 奈々子
横浜市青葉区	半 澤 彰 浩
横浜市港北区	桺 井 健 一
横浜市金沢区	髙橋廣康
横浜市金沢区	佐々木 翔太郎
横浜市鶴見区	金谷和夫
横浜市神奈川区	柴 田 豊 勝
横浜市西区	岩崎幸雄
横浜市中区	水上裕之
横浜市南区	鈴 木 久 夫
横浜市港南区	田 﨑 秀一郎
横浜市保土ケ谷区	須 藤 富 男
横浜市旭区	河 野 勝
横浜市磯子区	土志田 榮 子

横浜市金沢区	堀 百合子
横浜市港北区	大塚要治
横浜市緑区	岩 田 亨
横浜市青葉区	渡部俊雄
横浜市都筑区	前田辰男
横浜市戸塚区	髙村廣昭
横浜市泉区	佐々木 加代子
横浜市瀬谷区	浅 野 康 則

2 請求の要旨

林市長は、2019 年 8 月 22 日、カジノを含む統合型リゾート施設(IR)を誘致することを表明して以来、補正予算の策定を皮切りにIR誘致を前提とした作業を進めている。

2017年に実施された市長選挙では、IR誘致が争点の一つとなっていたが、現職の林市長は、「市民の意見を踏まえた上で方向性を決定する」として、IR誘致には「白紙」との「公約」で当選をした。2019年4月に行われた市議会議員選挙においても、IR誘致を「公約」に掲げて当選した議員は皆無であった。つまり、選挙において横浜市民は、カジノを含む統合型リゾート(IR)誘致について明確な意思表示をする機会がなかったのである。かかる状況のもとでIR誘致に関わる事務執行を進めることは、日本国憲法に由来する民主主義と住民自治の原理をないがしろにするものと言わざるを得ない。

カジノを含む統合型リゾートは、その売り上げの8割前後がカジノの売り上げと言われているが、カジノは、もともと賭博行為を禁

止する刑法との整合性が問われ、ギャンブル依存症の拡大をはじめ様々な問題点が指摘されている。加えて、新型コロナ感染症の大流行のもとで施策そのものが根本から問われる状況も生まれている。一方、地域経済の振興や市財政の改善に資するとの意見もある。住民投票が実施されれば、賛成、反対にかかわらず多様な意見、情報が市民に提供され、市民的な議論のもとに市民ひとりが熟慮の上、賛否を判断し、その意思を表明することができる。市民の多数の意思を明らかにした上で「方向性を決定する」ことは市長の公約であり、民主主義と住民自治の原理に適うものである。

よって、住民投票の実施を求め、本条例の制定を請求する。

3 条例制定請求手続の経過

令和2年8月21日 代表者らから、横浜市におけるカジノを含む統合型リゾート施設(IR)誘致についての住民投票に関する条例(以下「条例」という。)制定請求代表者証明書の交付申請があった。

令和2年9月4日 代表者らに条例制定請求代表者証明書を交付し、その旨を告示した。

令和2年9月5日 から11月4日まで 令和2年11月13日 各区選挙管理委員会へ署名簿の提出があっ た。

令和2年12月3日 各区選挙管理委員会における署名簿の審査が終わり、署名者の総数及び有効署名の総数を告示した。

令和2年12月4日 から12月10日まで 各区選挙管理委員会において署名簿を関係 人の縦覧に供した。

令和2年12月16日 各区選挙管理委員会において署名簿を代表者らに返付した。

令和2年12月23日 代表者らから条例制定の請求があった。

地方自治法 (抜粋)

第74条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者 (以下この編において「選挙権を有する者」という。) は、政令 で定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をも つて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例(地 方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する ものを除く。) の制定又は改廃の請求をすることができる。

前項の請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。

普通地方公共団体の長は、第1項の請求を受理した日から20日以内に議会を招集し、意見を付けてこれを議会に付議し、その結果を同項の代表者(以下この条において「代表者」という。)に通知するとともに、これを公表しなければならない。

議会は、前項の規定により付議された事件の審議を行うに当た つては、政令で定めるところにより、代表者に意見を述べる機会 を与えなければならない。

(第5項から第9項まで省略)